

資料2 高等学校の学区見直しにおける 全国都道府県の様況

通学区域の見直しについて

- 本県では、8つの通学区域を設定しているが、第4回の研究会の際に、交通の便等が変化している状況を踏まれば、見直し等の余地があるのでないかという御意見を頂いた。
- 公立高等学校の通学区域の設置を規定していた「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の第50条が削除(平成13年7月公布、平成14年1月11日施行)されたことに伴い、全国の都道府県において、通学区域を廃止する動きが拡大。27都道府県が通学区域を廃止(予定含む)している。

【本県の学区外の生徒の受け入れに関する状況及び規定】

- ① 学区制限対象学科
 - ・普通科のみ。専門学科、総合学科は全県一区としている。
- ② 学区制限内容
 - ・学区外からの生徒の受け入れを1学年定員の10%未満としていること。
- ③ 学区外入試の状況(令和3年度入試)
 - ・学区外からの生徒志願者が定員の10%を超えているのは、1校(葛巻)のみ。

【通学区域廃止によるメリット・デメリット※】

《メリット》

- ・生徒の進路選択の幅が広がる。
- ・学校間での競争がより働き、魅力化の取組の強化につながる。

《デメリット》

- ・一部の地域では、人口減少や若者流出等が加速する可能性がある。
- ・高校で他地域に進学した生徒は、地元地域への愛着が薄れる心配がある。

※「県立普通科高等学校通学区域全県一区制度の検証(滋賀県教育委員会、H29.3)」を参考に作成

■通学区域廃止都道府県(岩手県財政課調べ)

実施年度	都道府県名
H15	東京、和歌山
H16	埼玉、福井
H17	青森、秋田、茨城、神奈川、石川、奈良
H18	滋賀、広島
H19	群馬、山梨、鳥取
H20	新潟、静岡、島根、大分、宮崎
H22	宮城
H24	高知
H25	大阪
H26	栃木
H27	山口
H29	岐阜
R5(予定)	佐賀

本県の学区外・県外志願者数の状況(令和3年度入試)

- 本県では、学区外・県外志願者数は、葛巻高校以外で、各高校の最大入学者数を満たしていない状況。
- 葛巻高校では、山村留学制度を活用して、県外からの入学者数が増加している等の影響により、最大入学者数を超過している。
⇒学区外・県外志願者数14名のうち12名が当該制度の活用者。なお、当該制度の活用者は、特例として学区内の志願者と同様に扱っているため、最大入学者数の規定の範囲外となる。

令和3年度入試状況

※「学区外・県外志願者数②」は、一般入学者選拔出願者数(調整後)であり、推薦入学者等は含まれない。

高校名	学区外・県外 最大入学者数 ①	学区外・県外 志願者数 ②	①-②
盛岡第一	64	36	28
盛岡第二	20	5	15
盛岡第三	28	11	17
盛岡第四	24	10	14
盛岡北	20	10	10
盛岡南	16	5	11
不来方	16	13	3
沼宮内	8	3	5
葛巻	8	14	▲6
平舘	8	0	8
花巻北	24	19	5
花巻南	12	10	2
大迫	4	1	3
遠野	16	5	11
遠野緑峰	8	1	7
黒沢尻北	24	13	11
水沢	60	6	54
前沢	8	4	4
金ヶ崎	8	3	5

高校名	学区外・県外 最大入学者数 ①	学区外・県外 志願者数 ②	①-②
一関一	33	2	31
花泉	4	0	4
大東	8	0	8
千厩	12	0	12
大船渡	16	0	16
住田	4	0	4
釜石	52	6	46
大槌	8	7	1
山田	4	2	2
宮古	20	0	20
宮古北	4	0	4
宮古水産	8	0	8
岩泉	8	1	7
久慈	16	1	15
種市	4	0	4
大野	4	0	4
軽米	8	0	8
伊保内	4	2	2
福岡	16	0	16
一戸	5	0	5